

監事監査報告書

令和7年5月13日

学校法人 徳洲会
理事長 福島 安義 殿

学校法人 徳洲会

監事 松本 正



監事 保坂 慶太



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人徳洲会寄附行為第17条に基づいて学校法人徳洲会の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務並びに財産の状況又は理事の業務執行状況について監査しました。その結果を次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席し、理事及び関係職員から業務の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類につき検討を行うなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

2. 監査の結果

監査の結果、学校法人徳洲会の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上